2　認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めるところにより、認定特定植栽事業計画に記載された前項の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

3　市町村の長は、認定特定植栽事業者の行っている第一項の伐採又は当該伐採後の植栽が認定特定植栽事業計画に記載された伐採面積、伐採方法若しくは伐採齢又は伐採後に植栽する特定苗木の種類若しくは植栽の時期に関する事項に従っていないと認めるときは、その者に対し、その伐採及び伐採後の植栽に関する事項に従って伐採し、又は伐採後の植栽をすべき旨を命ずることができる。

（罰則）

第二十条　第十七条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

第二十一条　第十七条第二項又は第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、令和三年四月一日から施行する。

（森林経営管理法の一部改正）

2　森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中「第十条の九第三項」の下に「若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第十七条第三項」を加える。

総務大臣　武田　良太
農林水産大臣　野上浩太郎
環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十六号

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部を改正する法律

原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条ただし書中「平成三十三年度」を「令和十三年度」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、令和三年四月一日から施行する。

（内閣府設置法の一部改正）

2　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を次のように改める。

令和三年三月三十一日	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）第七条第一号ホ(1)の相談に関すること。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

令和十三年三月三十一日	一　原子力発電施設等立地地域（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第百四十八号）第三条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 二　原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第四条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 三　原子力発電施設等立地地域の振興に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

3　附則第四条の二中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

内閣府設置法の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表令和三年三月三十一日の項を削る。

附則第四条の二の次に次の一条を加える。

（科学技術・イノベーション推進事務局の所掌事務の特例）

第四条の二の三　科学技術・イノベーション推進事務局は、第四十条の四第一項に規定する事務のほか、令和十三年三月三十一日までの間、附則第二条第二項の表令和十三年三月三十一日の項の下欄に掲げる事務をつかさどる。

内閣総理大臣　菅　義偉

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

法律第十七号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正）

第一条　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「附則第七条」を「附則第九条」に改め、同項第三号中「附則第十条」を「附則第十二条」に改める。